

グリーンピアせとうちの指定管理者（株式会社ゆうとぴあセトウチ）の指定の取消しについて（報告）

グリーンピアせとうちの指定管理者である株式会社ゆうとぴあセトウチについて、指定管理者としての指定を次のとおり取り消します。

1 取消処分の対象となった指定管理者及び指定期間

- (1) 指定管理者 呉市安浦町三津口字高須326番地の19
株式会社ゆうとぴあセトウチ 代表取締役 伊藤健士
- (2) 指 定 期 間 平成28年4月1日～平成30年3月31日

2 指定管理者の指定の取消しの理由

株式会社ゆうとぴあセトウチが、電気料金の未納を理由に平成29年3月1日11時をもって中国電力株式会社から電気の供給契約を解約されました。

これを受け、同月29日に指定管理者の取消処分に係る聴聞を実施したところ、当該供給契約について株式会社ゆうとぴあセトウチが中国電力株式会社と再契約をする見通しを確認することができなかつたため、「指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき」に該当すると判断しました。

【参考：呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年呉市条例第82号）】

（指定の取消し等）

第7条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他の指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を当該指定管理者に命じることができる。

→ グリーンピアせとうちの管理運営をするために必要な電気の供給契約が解約されるという事態は、指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときに該当する。

3 指定の取消日時

平成29年6月8日（木）午前10時

- 株式会社ゆうとぴあセトウチの運営状況等を確認した上で、観光拠点施設としての責務を果たすため、5月、6月の修学旅行を始めとする予約客に対応するとともに、従業員の雇用継続・確保など地域経済への影響を最小限にとどめるため、取消日を6月8日としたものです。

4 指定取消後の対応

- (1) 当面休園し、呉市が施設の保全管理を行います。
- (2) なお、雇用を始めとする地域経済や今後の呉市の観光振興施策等への影響を最小限にとどめるため、また将来的な管理運営の決定に要する期間を1年間程度として、この間は現行と同様の条件（指定管理料及び定額の指定管理者負担金なし）で非公募による指定管理者の選定手続を進めます。

非公募とする理由

- (1) 事業再開の早期化（休園期間の短縮）
 (ア) 従業員の雇用確保
 (イ) 修学旅行等の受入れ
 (ウ) 施設、設備の劣化防止
- (2) 臨時的な指定管理期間（1年程度）

【従業員の状況(平成28年度)】

	繁忙期(夏期)	閑散期(冬期)
正社員	8	8
パート・アルバイト	60前後	40前後

【取消日後の団体予約の状況】

	H29.6月		H29.7月		H29.8月		H29.9月		H29.10月	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
学生団体	0	0	2	141	1	60	11	647	3	198
一般団体	3	250	1	200	4	136	0	0	1	50
合計	3	250	3	341	5	196	11	647	4	248

5 当面の課題及び対応

- (1) 雇 用…従業員の雇用継続・確保に向けた相談窓口を開設し、本人意向等を確認します。
- (2) 宿泊等の予約…指定管理者とともに事情説明及びキャンセル対応に取り組みます。
- (3) 引 継 ぎ…指定の取消し後の予約状況の確認及び呉市備品類等の保全管理をします。
- (4) 広 報…休園情報及び問合せ窓口等を周知します。
- (5) 施設設備整備…設備等全般の点検を実施するとともに、必要な修繕等をします。
- (6) 早期再開準備…利用者や地域経済の影響等を考慮した対応を図ります。
- (7) 将 来 展 望…経営診断結果を踏まえ、各種機能（宿泊、飲食、入浴、スポーツ等）の存廃及び管理運営方法を整理します。